

# 無料健康相談

職場の健康管理を応援します。

茨木地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。



## ① 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

## ② メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

## ③ 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に基づく健康診断で異常所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師の意見聴取を行います。

(※)健康診断結果に基づく医師からの意見聴取は、労働安全衛生法により事業者には義務付けられています。

## ④ 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況などを確認するため、医師による面接指導を行います。

(※)長時間労働者に対する面接指導(対象者からの申し出があった場合)の実施は、労働安全衛生法により事業者には義務付けられています。

## ⑤ 高ストレス者に対する面接指導

ストレスチェック実施後、高ストレス者に選定された労働者に対し、勤務の状況、心理的な負担の状況などを確認するため、医師による面接指導を行います。

(※)ストレスチェック制度の実施に関しては、労働者数50人未満の事業場は、当分の間、努力義務とされていますが、同制度を実施する場合には、労働安全衛生法の各規定が適用されます。

健康相談や個別指導など、この業務により知り得た情報は厳守します。  
お申込みは、裏面の「健康相談・面接指導 利用申込書」を、FAX  
(072-621-5763) でお送りください。

茨木地域産業保健センター

〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301 茨木労働基準協会内  
TEL 070-3631-0273 FAX 072-621-5763

